

平成24年1月1日に全面施行された放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針にのっとり、除染に取り組みます。人の健康の保護の観点から必要な地域について優先的に除染を実施します。除染に伴い発生した土壌等は、安全に収集・運搬、仮置き、処分することとなります。

### 除染特別地域

- 国が直接除染を行う地域。基本的には、警戒区域又は計画的避難区域であったことのある福島県内の11市町村※を指定。
- 各市町村の意向を踏まえつつ、それぞれの特別地域内除染実施計画を策定し、それに沿って取り組む。

※ 楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域。田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域。

### 汚染状況重点調査地域

- 市町村が中心となって除染を行う地域。毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村のうち、8県※99市町村を汚染状況重点調査地域として指定（平成27年2月現在）。
- 各市町村が調査測定を行い、その結果などを踏まえて除染実施計画を策定し、それに沿って除染を推進。
- 国は、財政的措置や技術的措置を講ずる。

※ 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県

環境省「除染情報サイト」より作成

今回の福島第一原発事故を受けて、2011（平成23）年8月に国会で立法措置がなされ、「放射性物質汚染対処特措法」という特別措置法が成立しました。

放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の枠組みにおいては、除染特別地域と汚染状況重点調査地域があります。これらの地域については、同法及び同法に基づく基本方針に基づき、除染が行われています。人の健康の保護の観点から必要な地域について優先的に除染を実施します。除染に伴い発生した土壌などは、安全に収集・運搬、仮置き、処分されることとなります。

除染特別地域は、国が直接除染を行う地域です。警戒区域又は計画的避難区域であったことのある福島県内の11市町村が指定されています。こうした地域での除染は、各市町村の意向を踏まえつつ、それぞれの特別地域内除染実施計画を策定し、計画に沿って除染が行われます。

汚染状況重点調査地域は市町村が中心となって除染を行う地域です。毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村のうち8県99市町村が汚染状況重点調査地域として指定されています（2015（平成27）年2月現在）。こうした地域での除染は、各市町村が調査測定を行い、その結果などを踏まえて除染実施計画を策定し、計画に沿って除染が進められます。なお国は、財政的措置や技術的措置を講ずることになっています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

#### 関連 Q&A

- ・5章 QA2 「除染特別地域」とはどこですか
- ・5章 QA3 「汚染状況重点調査地域」とはどこですか